

高知県災害医療対策会議 CBRNE 災害検討部会設置要綱

(目的)

第1条 CBRNE 災害（化学：Chemical、生物：Biological、放射性物質：Radiological、核：Nuclear、爆発物：Explosive）が発生した場合に、迅速かつ的確に医療救護活動が実施されるよう、医療機関の資機材の整備について検討を行うため、高知県災害医療対策会議 CBRNE 災害検討部会（以下「CBRNE 検討部会」という）を設置する。

(構成)

第2条 委員は 10 人以内で構成する。

2 委員は、次に掲げる者で、高知県災害医療対策会議長の承認を得た者で構成する。

- (1) 災害拠点病院の推薦する者
- (2) 学識経験者
- (3) その他、適当と認められる者

(委嘱)

第3条 知事は、前条第2項に掲げる者から CBRNE 検討部会委員になる旨の承諾を得た場合は、委嘱するものとする。

(解嘱)

第4条 知事は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、解嘱することができる。

- 一 自己の都合により辞任を申し出たとき。
- 二 その他、知事が解嘱が適当と認めるとき。

(CBRNE 検討部会)

第5条 CBRNE 検討部会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、CBRNE 検討部会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開き決議を行うことができない。

3 会長は、必要に応じて関係者を委員会に出席させ、意見を求めることができる。

(業務)

第7条 CBRNE 検討部会は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) CBRNE 災害に対応する資機材の内容、整備箇所及び関係機関との連携に関すること
- (2) その他必要と認めること

(庶務)

第8条 部会の庶務は、高知県健康政策部保健政策課において処理する。

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月8日から適用する。